

遺伝資源へのアクセスおよび 利益配分に関する名古屋議定書

その内容と課題

西村 智朗*

目 次

はじめに

- 1 生物多様性条約における遺伝資源へのアクセスおよび利益配分
- 2 名古屋議定書の内容
- 3 名古屋議定書の法的意義と残された課題

おわりに

はじめに

2010年10月30日未明、名古屋国際会議場で開催された生物の多様性に関する条約（以下、生物多様性条約¹⁾）の締約国会議第10回会合（Tenth Session of the Conference of Parties：以下、略称のCOPの末尾に会合の数を付けて表記する。ex. COP10）において、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス²⁾およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下、名古屋議定書）」が採択された。本議定書は、その名の通り、遺伝資源へのアクセスと利益配分（access and benefit sharing：以下、ABS）を目的とする法的拘束力のある多数国間環境協定であり、生物多様性条約にとっては2000年に採択されたバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下、カルタヘナ議定書）に続く、2つめの議定書となる。この名古屋議定書の採択により、条約採択以来、懸

* にしむら・ともあき 立命館大学国際関係学部教授

案であった ABS に関する資源保有国と資源利用国の対立は、一応の決着を見たといえる。もっとも遺伝資源の ABS に関する国際制度の構築については、当該制度の法的性質を含めて、資源保有国と資源利用国との間で激しい対立が続いていた。また議定書交渉においても、両者の対立の溝は深く、COP10 の会期中、その採択が危ぶまれたのも事実である³⁾。しかもようやく採択された議定書について、複数の国家がその内容に不満を表明しており、今後の実施に課題を残している。何よりも最大の経済大国であり、遺伝子組換え作物や遺伝資源の研究開発において、強い影響力を持つ米国が、生物多様性条約そのものをなお批准していない状況にある。

本稿では、遺伝資源の ABS に関する国際法上の諸課題を整理することを目的として、まず名古屋議定書の前提となる生物多様性条約における ABS の法的意義を確認する(第1章)。その上で、今回採択された名古屋議定書の内容を概括し(第2章)、その法的意義と残された課題について検討する(第3章)⁴⁾。

1 生物多様性条約における遺伝資源への アクセスおよび利益配分

(1) 生物多様性条約

1992年の国連環境発展会議(United Nations Conference on Environment and Development: 以下、UNCED)で署名開放された生物多様性条約は、生物の多様性の保全が「国際社会の共通関心事(common concern of mankind)」であることを確認し(前文3項)、主として人間活動によるこの生物の多様性の著しい減少に対する措置に対して、予防アプローチを採用する(前文9項)⁵⁾。そして、これまでワシントン条約やラムサール条約など、個別の保護種ごとに対応してきた自然動植物の保護から、包括的に生物の多様性全体を保護する枠組を想定している。条約は、生物の多様性の保全、その持続可能な利用、および 遺伝資源の利用から

生ずる利益の公正かつ衡平な配分をその目的として掲げる（3条）。しかしながら、条約の名称およびその起草過程⁶⁾からもわかるように、条約は、当初、「生物の多様性の保全」のみを主要な目的としていた⁷⁾。それが、最後の政府間交渉委員会の結果、「持続可能な利用」および「利益の公正かつ衡平な配分」も等しく条約目的として掲げられることで条約は採択され、UNCED に送付されたのである⁸⁾。すなわち、これら3つの目的は並列に並んでいるものの、その性質には微妙な「ずれ」が存在する⁹⁾。そのことは、条約前文の留意事項のほとんどが「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」にしか言及していないことから確認することができる¹⁰⁾。

次に「遺伝資源へのアクセス」と「その利用から生ずる利益の配分」の関係について見てみると、第3の目的は、あくまでも「遺伝資源の利益配分」であり、「遺伝資源へのアクセス」については、「特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供および関連のある技術の適当な移転（これらの提供および移転は、当該遺伝資源および当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する」に過ぎない（3条但し書き）。すなわち条約の目的は、第一義的には「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」の実現であり、遺伝資源へのアクセスは、その目的達成のための前提と位置づけられる。その一方で、条約は、遺伝資源へのアクセスに関して、15条において、各国の天然資源に対する主権的権利を確認し（1項）、アクセス提供のために、相互に合意する条件（mutually agreed terms：以下 MAT）で提供すること（4項）、およびアクセスが与えられるためには、原則として当該締約国による事前の情報に基づく同意（prior informed consent：以下 PIC）を必要とすること（5項）を条件としている。他方で利益配分に関しては、同条7項で、遺伝資源の利用から生ずる利益を「相互に合意する条件で」配分するために「当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、……資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる」ことを規定するほか、8条の生息域内保全に関して、締

約国は、伝統的な生活様式を有する先住人民の社会および地域社会 (indigenous and local communities : 以下 ILCs)¹¹⁾ の知識、工夫及び慣行を利用する場合、それらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励する (同条(j))。またバイオテクノロジーの取扱いについて、他の締約国 (特に発展途上国) が提供する遺伝資源を基礎とするバイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、当該他の締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進し及び推進するため、あらゆる実行可能な措置をとる (19条2項)¹²⁾ ことも規定する。

いずれにせよ、条約のABSに関する規定は、遺伝資源に関わりを持つ私人に直接権利義務を与えるものではなく、締約国の国内法の状況に直接対応するものでもない¹³⁾。また ABS に関連する15条の中にも、PIC および MAT のための条件については明記されておらず、利害関係者 (stakeholders) の役割、義務および参加についても不明確であった。このため、ABS に関する詳細な指針が必要であるという声が高まり、2000年の COP4 で本格的に ABS に関する議論がスタートした¹⁴⁾。その後、COP 決定により設置された ABS 専門家パネルおよび ABS 特別作業部会 (Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing : 以下、略称の WG-ABS の末尾に会合の回数をつけて表記する。ex. WG-ABS1) の検討と COP での審議を経て、2002年の COP6 で、「遺伝資源へのアクセスおよびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン¹⁵⁾」がコンセンサスにより採択された¹⁶⁾。

なお、遺伝資源に関しては、生物多様性条約が採択されるまで、「万人の共有物 (*res communis*)」として、自由なアクセスが認められていたことに留意する必要がある。それが同条約の原則にもあるように、遺伝資源について資源保有国の主権的権利 (1条) が認められるようになったことは、遺伝資源に対する法的位置づけの大きな転換といわざるを得ない¹⁷⁾。しかしながら、この遺伝資源に対する法的性質には、国際法上の概念における混乱が存在する。国際連合食糧農業機関 (Food and Agriculture

Organization of the United Nations：以下 FAO）による植物遺伝資源に関する国際申し合わせ（1983年）にあるように「植物遺伝資源は人類の財産（heritage of mankind）」であり、その結果、「制限なく利用可能であるという普遍的に受け入れられた原則」が確認されていた¹⁸⁾。さらに FAO は 1989年に同申し合わせの解釈として「植物遺伝資源は、保全されるべき人類の共同の財産（a common heritage of mankind）であり、現代および将来世代の利益のために自由に利用可能である」と位置づけた¹⁹⁾。すなわち、ここでいう遺伝資源の「人類の共同の遺産」概念は、深海底や宇宙空間において設定された国際的な管理制度²⁰⁾ではなく、あくまでも遺伝資源へのフリー・アクセスを認める概念として使用されていた²¹⁾。したがって、この遺伝資源について用いられた「人類の共同の財産」概念は、逆に国連海洋法条約や月協定において同名の概念を支持した発展途上国からの痛烈な批判の対象となったのである²²⁾。

(2) ボン・ガイドラインと ABS 国際制度

ボン・ガイドラインは、「生物多様性条約 8条(j), 10条(c), 15条, 16条および19条の規定に特に関連した ABS に関する法律上, 行政上または政策上の措置, また, ABS に関する MAT に基づく契約並びにその他の取極を作成し, 起草する際の情報提供として機能し(1項),」任意性, 利便性, 実用性, 受入可能性, 補完性, 漸進的アプローチ, 柔軟性, および透明性といった性格を有し(7項), 生物多様性条約が対象とするすべての遺伝資源および関連する伝統的知識(traditional knowledge: 以下, TK), 新しい工夫および慣行, ならびに当該資源の商業上またはその他の利用から生じる利益を適用対象とする(9項)。

同ガイドラインは, 生物多様性条約において必ずしも明確ではなかった ABS 手続において一定の指針を与えることに成功した。例えば, 遺伝資源のアクセスおよび使用の条件に関する典型的な MAT の指示リストを提供し, また遺伝資源の提供者および利用者の役割と責任について助言を与

えるため、ABS プロセスの各段階においては、全体戦略のほか、PIC および MAT についての諸要素を規定した。また、条約15条の利益 (benefit) の内容について、附属書 で金銭的利益以外に非金銭的利益が存在することを確認し、またその中に研究開発成果の共有や技術移転、知的財産権の共同所有を含めるなど具体化をはかっている。ABS に関する契約は、遺伝資源保有者である発展途上国とその利用者である先進国の私人の間でおこなわれることが想定されるが、特に発展途上国においてこのような契約の経験は十分ではなく、その意味で COP が一定の基準を明確化した意義は大きい²³⁾。しかしながら、ガイドラインの任意的性質は、遺伝資源の主たる原産国である発展途上国に強い不満を残し、確実な利益配分を確保するための新たな国際制度の提案へとつながった。

ボン・ガイドライン採択から名古屋議定書までの国際制度に関する交渉の流れは表1(次頁)の通りである²⁴⁾。詳細には立ち入らないが、主要な遺伝資源保有国は、ボン・ガイドラインが採択される COP6 直前に、「メガ多様性同土国家 (Like-Minded Megadiversity Countries: 以下 LMMC)」²⁵⁾を結成して、法的拘束力のある国際文書の作成を強く主張した。彼らを中心に発展途上国は、ガイドライン採択直後の2002年8月末から9月にかけて南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な発展に関する世界サミット (World Summit on Sustainable Development: 以下 WSSD) において、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進し、保証するために法的拘束力ある (legally binding) 国際制度の交渉の開始を主張した²⁶⁾。この要求は、閣僚会議の結果、「法的拘束力ある」の文言を削除する形でサミットの行動計画に反映された²⁷⁾。

また、ABS に関する交渉では、先述した LMMC 以外に、ABS に関する利害関係や地域性に基づいて、表2(次頁)のようなグループが結成され、意見の調整がおこなわれてきた。また実際の議定書草案の交渉においても、WG-ABS8 まで非公式の協議体であった地域間交渉グループの会合が、WG-ABS9 で正式に設置された²⁸⁾。

遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書（西村）

表1 ボンガイドライン採択以降の ABS 国際制度に関する交渉の流れ

年	月	会 合（開催地）	活 動 と 成 果
2002	4	COP6（ハーグ）	ボン・ガイドライン採択 国際制度の作成を勧告
	8	WSSD（ヨハネスブルグ）	
2003	12	WG-ABS2（モントリオール）	国際制度の構成要素等について検討
2004	2	COP7（クアラルンプール）	作業部会の作業内容を決定
2005	2	WG-ABS3（バンコク）	国際制度の設計についての文書案を作成
2006	1	WG-ABS4（グラナダ）	国際制度の文書案を作成 国際制度の作業完了を2010年（COP10）に設定
	3	COP8（クリチバ）	
2007	10	WG-ABS5（モントリオール）	国際制度の構成要素を検討
2008	1	WG-ABS6（ジュネーヴ）	国際制度の作業文書を整理 COP10 までの工程表作成、国際制度文書案採択
	5	COP9（ボン）	
2009	4	WG-ABS7（パリ）	国際制度文書案の検討 国際制度文書案の検討
	11	WG-ABS8（モントリオール）	
2010	3	WG-ABS9.1（カリ）	議定書草案作成 再会合 議定書草案交渉 再々会合 議定書草案交渉 名古屋議定書を採択
	7	WG-ABS9.2（モントリオール）	
	10	WG-ABS9.3（名古屋）	
		COP10（名古屋）	

その他にも、条約8条(i)に関する作業部会や、技術・法律専門家グループの会合、ならびに非公式協議等が開催されている。

表2 ABS 国際制度の交渉における主要国家グループ

<p>先 進 国</p> <ul style="list-style-type: none"> • 欧州連合（European Union） • その他の先進国（JUSCANZ）²⁹⁾ <p>経済移行国</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中東欧諸国（Central and Eastern Europe） <p>途 上 国</p> <ul style="list-style-type: none"> • メガ多様性同士国家（LMMC） • 中南米諸国（Group of Latin American and Caribbean Member States：GRULAC） • アジア太平洋途上国（Like-Minded Asia Pacific） • アフリカ諸国（African Group）
--

なお ABS 国際制度の法的性質については、WG-ABS の共同議長による見解によると、WG-ABS8 の段階では、法的拘束力のある措置と拘束力のない措置の双方の可能性を残していた³⁰⁾が、WG-ABS9 直前に提示された共同議長ノートでは、国際制度の性質は法的拘束を有するとしている³¹⁾。

条約は、採択される議定書案について、締約国会議の少なくとも6か月前に事務局が締約国に通報しなければならないと規定する(28条3項)。したがって、COP10 を半年後に控えた WG-ABS9.1 (2010年3月)では、ABS 作業部会の共同議長は、これまでの議論を踏まえて31か条の議定書草案を提示した³²⁾。しかしながら、議定書草案を十分検討することができず、後日再会合を開催することでカリでの会合は一端終了した。その後7月にモントリオールで再開された WG-ABS9.2 では、いくつかの点で重要な進展が見られたものの、重要論点についての対立を解消することができなかった。そのため、カルタヘナ議定書締約国会合第5回会合(COP/MOP5)開催中にも再度非公式会合を開催し、COP10 開催の直前にあたる10月16日にも WG-ABS9.3 をおこなって交渉が続けられた³³⁾。

10月18日から名古屋国際会議場で開催された COP10 では、WG-ABS 9.3 から送付された議定書草案³⁴⁾に基づいて非公式協議グループを中心に討議がおこなわれた。しかしながら、本会議中盤までに予定であった最終草案の審議を終了させることができず、後半の閣僚会合と平行して交渉が続けられた。結局、最終日前夜にあたる28日の全体会合において、COP10 議長(松本龍環境大臣)が、最終日の0時までには、採択できる最終草案がまとまらなければ、COP 議長案を提示すると提案し³⁵⁾、最終日の29日に提示された議長案³⁶⁾に基づいて、最後の全体会合で交渉がおこなわれた。同議長案は、各グループとの間ですでに調整がはかれたものであり、文言の修正はごく一部に過ぎなかった³⁷⁾。最終的に、採択にあたり、発展途上諸国の一部から議定書内容に不満であることを議事録にとどめる旨の要求が出されたものの、コンセンサスで名古屋議定書として採択

された³⁸⁾。

2 名古屋議定書の内容

採択された名古屋議定書³⁹⁾の内容は以下の通りである。

前文では、この議定書が生物多様性条約の目的の一つである遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分であることを確認し（2項）、条約3条の原則の再確認（3項）に加えて、遺伝資源へのアクセスの機会に関する15条を想起する（4項）。そして持続可能な発展への寄与や生態系および生物多様性の経済的価値などを認識した上で、ABSに関する法的確実性を提供することの重要性を認識する（9項）。さらにABSに果たす重要な役割についてILCsに加えて、女性の参加の重要性にも言及する（11項）。そして、遺伝資源が、食糧安全保障、公衆衛生、気候変動の緩和と適用といった分野においても重要な役割を果たすことを認識し、他の国際機関、例えばFAO、WHOに言及する（16および17項）ほか、ABSに関する他の国際フォーラムの作業、特にFAOの食糧農業植物遺伝資源条約のABSシステムに触れている（18および19項）。

1条は、議定書の目的を規定する。WG-ABS9.1終了時の草案では、「この議定書の目的は、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することであり（to ensure the fair and equitable sharing of the benefits）」、それをもって、生物多様性条約の残る2つの目的に寄与することにあるとされた⁴⁰⁾。その後の交渉で、議定書の目的は、公正かつ衡平な配分を確保することではなく、配分そのものであるという訂正がおこなわれた。また先進国から遺伝資源へのアクセスの促進に関する言及の追加、また途上国から関連技術の適切な移転に関する言及の追加が主張され⁴¹⁾、最終的に議長提案において、双方の主張を最大限取り入れる形で、「この議定書の目的は、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（遺伝資源への適切なアクセス及びこれらの資源及び技術に対する全ての

権利を考慮に入れた関連技術の適切な移転によるもの、並びに適切な資金によるものを含む。)であり、そのことにより、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に寄与することである」とされた。

2条の用語については、生物多様性条約2条で定義される用語をこの議定書にも適用するほか、「遺伝資源の利用」について「遺伝資源(条約2条に定義されるバイオテクノロジーの適用によるものを含む。)の遺伝的及び/又は生化学的組成に関する研究及び開発を行うこと」と規定する(2条(c))。また、後述するように、議定書の条文からは、「派生物(derivative)」という文言は全て削除されたが、用語を規定する2条にのみ「派生物」とは「遺伝的発現又は生物学的若しくは遺伝資源の代謝から生じた自然発生的な生化学的化合物をいう(遺伝の機能的単位を含んでいなくてもよい。)」として残されており、その結果、この議定書の適用範囲として派生物を内在的に含むという解釈の余地を残す結果となっている。

適用範囲を定める3条については、WG-ABS9.2以降、適用除外対象を列挙する規定や、逆に遡及効を含めて適用可能対象を明記する規定など多くの条文が併記されていた⁴²⁾が、WG-ABS9.1時の議定書草案にもどり、「この議定書は、条約15条の範囲内にある遺伝資源及び当該資源の利用から生ずる利益について、適用する。条約の範囲内にある遺伝資源に関連する伝統的知識及び当該知識の利用から生ずる利益にもこの議定書を適用する」という規定となった。

4条(採択時3条の2)は、議定書と他の国際文書との関係について規定する。この規定はWG-ABS9.2に入り、FAOの食糧農業植物遺伝資源条約など、より専門的な関連条約との関係について明記しておく必要から挿入された⁴³⁾。同条によれば、「この議定書の規定は、既存の国際協定から生ずる権利及び義務の行使が生物の多様性に対する深刻な損害又は脅威の原因となる場合を除き、締約国の当該権利及び義務に影響を与えるものではない」(1項)、また「この議定書及び他の国際文書の間に優劣をつけることを意図するものではない(同項)」また、「この議定書は、この

議定書に関連する他の国際文書と相互に支援的な方法で実施される。当該国際文書及び関連の国際機関に基づく有益かつ継続中の関連作業又は実行に十分な配慮が払われるべきである（3項）。」そして、条約およびこの議定書の目的を支援し、それに抵触しない限り、「この議定書のいずれも、アクセス及び利益配分に関するその他の個別の協定を含めて、締約国がその他の関連する国際協定を作成し実施することを妨げるものではな（2項）」く、「アクセス及び利益配分に関する特別の国際的文書を適用する場合、この議定書は、特別の文書が対象とし、かつ当該文書が適用される個別の遺伝資源に関する特別の文書の締約国に対して、適用されない（4項）」と規定する。

5条から8条は、ABSに関する実体規定である。5条（採択時4条）は利益配分に関する一般規定であり、条約15条3項および7項にしたがい、「遺伝資源の利用並びにその後の適用及び商業化から生ずる利益は、当該資源の原産国であって当該資源を提供する締約国又は条約にしたがって遺伝資源を獲得した締約国によって、公正かつ衡平な方法によって配分する（1項）。」この配分は、MATに基づいておこなわれ、「各締約国は、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる（3項）。」そして、配分される利益は、附属書に例示される金銭上の利益および非金銭上の利益を含むことができる（4項）。附属書には、金銭的利益として、サンプルや標本の取得料金や前払金、知的財産権の共同所有などを、非金銭的利益として、製品開発への参加、施設やデータベースへの入場許可などが挙げられているが、これらに限定されるものではない。なお、利益配分に関しては、ILCsに配慮しなければならない（2項）ことに加え、TKを有するILCsに対しても公正かつ衡平な方法により配分されるように、適宜、立法上、行政上または政策上の措置をとらなければならない（5項）。

そして6条および7条はアクセスに関する一般規定であり、そのうち6条（採択時5条）は、「遺伝資源へのアクセス」について規定する。まず1項は、「天然資源に対する主権的権利」を確認し、ABSに関する資源提

供国又は条約にしたがって遺伝資源を獲得した国の国内法令の尊重と当該締約国の PIC の必要性を確認する。そのために、PIC を要求する締約国は、ABS に関する国内法令をはじめとする関連情報や権限ある国内当局による書面の決定、ならびに PIC や MAT を証明する許可証等の取得結果について、議定書に基づいて設置される ABS 情報交換センターへ通報すること、および紛争解決条項を含めた MAT 設定のための規則や手続を設定すること等を規定する(3項)。なお、7条(採択時5条の2)は、遺伝資源に関連する TK へのアクセスについて、MAT または ILCs の関与を踏まえることおよび PIC が設定されていることを確保するために、適宜、措置をとることを明記する。

8条(採択時6条)には、特に発展途上国に対する生物多様性の保全およびその持続可能な利用に寄与する調査の促進と奨励するための条件設定、国内的または国際的に決定された、人間、動物または植物の健康に脅威を与え、または損害を与える現在若しくは急迫した緊急事態の場合の妥当な考慮、ならびに食糧および農業、ならびに食糧安全保障の特別の役割にとつての遺伝資源の重要性の考慮といった ABS に関する特別の配慮規定を置く。

9条から11条は、ABS の実施に伴う支援に関する規定で、特に途上国支援を念頭に置く。9条(採択時7条)は、遺伝資源の利用から生ずる利益を条約の目的を支援する生物多様性の保全および持続可能な利用に向けよう利用者および提供者を奨励する規定で WG-ABS9.1 の交渉時から挿入されていた⁴⁴⁾。その一方で、10条(採択時7条の2)の「グローバル多数国間利益配分メカニズム」は、COP10 最終日の議長草案で新たに提示された条文である。これは、議定書発効前の遡及効や派生物に対する利益配分など途上国が主張していた条文が削除された代替ともいえる内容で、国境を超える状態で存在する、または PIC を得ることができない遺伝資源および関連する TK の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分に対処するためにその必要性と方法が検討される。同メカニズムを通じて配

分される利益は、生物多様性の保全およびその構成要素の持続可能な利用を地球規模で支援するために用いられる。

11条（採択時8条）は、「国境を越える協力」を規定し、複数の締約国の領域内に同じ遺伝資源または同じ TK が存在する場合に、関連する ILCs の関与を得て、適当な場合には協力するよう促す。なお、12条は、議定書に基づく義務の実施に関する TK への考慮規定であり、「締約国は、適用可能な場合には、遺伝資源に関連する伝統的知識に関して、国内法にしたがい、先住人民の社会及び地域社会の慣習法、社会的慣習及び手続を考慮する（1項）」と共に、彼らの効果的な参加と利益配分に関する社会的慣習や MAT の要件などの作成の支援をおこなう（2項および3項）。

13条から20条までは、締約国の国内法令や規制上の要件の遵守に関する規定を置く。13条（採択時10条）は、遺伝資源および関連する TK の利用を希望する者が PIC や MAT 等の条件を満たす手続に関する情報を容易に入手できるように国内窓口を指定し、これを ABS 情報交換センターに通報することを締約国に義務づける。

14条（採択時11条）は、アクセスおよび利益配分に関する情報共有の手段として機能し、議定書の実施に関連して、各締約国によって利用可能となる情報へのアクセスを与えるための ABS 情報交換センターに関する規定である。

15条（採択時12条）は、ABS 国内法令等の遵守に関して規定する。すなわち締約国は、自国管轄内で利用される遺伝資源が、PIC にしたがって取得されたこと、および他の締約国の ABS に関する国内法令または規制上の要件によって要求される MAT が設定されたことを確保するために、適当で効果的かつ均衡のとれた立法上、行政上または政策上の措置をとる（1項）ほか、上記措置の不遵守の状況に対処するために、適当で効果的かつ均衡のとれた措置をとる（2項）。また、締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、上記の ABS に関する国内法令または規制上の要件の違反が申し立てられた場合に協力する（3項）。なお、16条（採択時12

条の2)は遺伝資源に関連するTKのためのABSに関する国内法令または規制上の要件の遵守に関する規定で、COP10開催時に途上国の主張により挿入された⁴⁵⁾。

17条(採択時13条)は、遺伝資源の利用に関する監視制度に関する規定である。締約国は、遵守を支援するために、遺伝資源の利用についての透明性を監視し、およびそれを高めるために、実効的なチェックポイントの指定などの措置をとる(1項)。また国際的に承認された遵守の認証の役割と内容について明記する(3項および4項)。監視制度に関しては、COP10開催時までには、途上国から監視のみならず、追跡および報告が必要であると主張されていたが⁴⁶⁾、会議の後半に入り、監視制度にのみ重点を置く規定に留まった。

18条(採択時14条)は、遺伝資源および/または遺伝資源に関連するTKの提供者および利用者間で締結されるMATの中に含まれるべき内容として紛争解決手続を置くことを定める。またMATから生ずる紛争が発生した場合、適用可能な管轄権の要請にしたがい、償還請求を求める機会が、当該締約国の法システムに基づいて利用可能であることを確保しなければならない。さらに締約国は、司法へのアクセス、および外国の裁判および仲裁裁定の相互承認および執行に関する制度の利用に効果的な措置をとることが義務づけられる。ただし、「本条の有効性は、この議定書の31条にしたがい、この議定書の締約国の会合の役割を果たす締約国会議によって再検討される(4項)」ことになっている。

19条(採択時15条)は、特にMATのためのモデル契約条項、20条(採択時16条)は、ABSに関する自主的な行動規範、指針、最善の実行および/または基準の作成、更新および利用をそれぞれ奨励する規定であるが、これらの利用については、COP/MOPで定期的に評価されるものとする。

21条から25条は、議定書の実施に関する制度および支援措置に関する規定である。21条(採択時17条)は、対応窓口の設置や教育訓練、ならびにILCsや関連する利害関係者との協力を含めて、締約国国内で、遺伝資源

および関連する TK に関する ABS の重要性について、意識向上のための措置をとることを規定する。

22条（採択時18条）は、能力の開発（capacity-building）について規定する。締約国は、能力の開発、能力の推進ならびに人的資源および制度上の能力の強化について、既存の世界的な、地域的な、小地域的なおよび国内の団体および組織を通じることを含めて協力する（1項）。これは、発展途上国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国および島嶼国）ならびに経済移行締約国における議定書の効果的実施のためにおこなわれるが、彼らの資金に関するニーズや、国内の能力のニーズおよび優先度に配慮しなければならない（2項および3項）。なお、これらの能力の開発等に関する情報は、アクセス及び利益配分のための能力の開発および推進に関する相乗効果および調整を促進する見地から、アクセスおよび利益配分に関する情報交換センターに提供されることが求められる（6項）。

23条（採択時18条の2）は、技術移転、協働および協力に関する規定で、条約15、16、18および19条にしたがい、技術的および科学的な研究開発を途上国および経済移行国に移転することを促進・奨励する。

24条（採択時18条の3）は、非締約国に対して、この議定書に参加しおよび適当な情報をアクセスおよび利益配分に関する情報交換センターに提供することを奨励する規定で、WG-ABS9.1 終了時に挿入された⁴⁷⁾。

25条（採択時19条）は、資金メカニズムについて規定する。その概要はカルタヘナ議定書28条に類似するが、ニーズを考慮する対象が、発展途上締約国だけでなく、移行経済締約国のニーズや ILCs（これらの社会における女性を含む。）の能力のニーズならびに優先度など多岐にわたっている点が異なる。

26条から30条は、議定書の実施のための機関および制度に関する規定である。26条（採択時20条）は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（COP/MOP）、27条（採択時21条）は、補助機関、28条（採択時22条）は、事務局について規定する。これらの規定は、基本的

にカルタヘナ議定書の関連規定(29～30条)と同様である。

29条は、COP/MOP に対する議定書上の義務の履行状況や実施措置の報告義務を定めている。30条は、議定書規定の遵守に関する手続および組織的な制度の検討を COP/MOP でおこなう規定である。両規定も、基本的にカルタヘナ議定書の関連規定(33および34条)と同様である。ただし、議定書には紛争解決条項が存在しない。この点についてはカルタヘナ議定書34条と同様、「(遵守に関する)これらの手続及び制度は、条約27条に基づく紛争解決のための手続及び制度とは別個のものであり、また、これらに影響を及ぼすものではない。」と規定されており、他の多数国間環境協定と同様に、遵守手続と紛争解決手続は異なる機能と役割を持つと認識されている。同様に紛争解決条項を置いていないカルタヘナ議定書は、32条で「条約における議定書に関する規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について適用する。」と規定されているため、カルタヘナ議定書の解釈または適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、条約27条の紛争解決手続にしたがい、附属書の仲裁および調停を含めた解決手段の道が開かれているが、名古屋議定書については、カルタヘナ議定書32条に相当する条文も存在しない。もちろん名古屋議定書も生物多様性条約の目的を達成するために採択されたものであり、条約上の手続を活用することが期待されていると考えられるが、この点については(実際の紛争解決手続の付託可能性が少ないとしても)COP/MOP で確認しておく必要があろう。

さらに31条(採択時25条)も、カルタヘナ議定書35条と同様に、議定書の有効性についての評価を議定書発効から4年後に(その後はCOP/MOP が決定する一定の間隔で)おこなうことを明記する。

32条から36条は、議定書の最終条項を規定する。すなわち、32条(採択時26条)は署名、33条(採択時27条)は効力発生、34条(採択時28条)は留保、35条(採択時29条)は脱退、36条(採択時30条)は正文をそれぞれ規定する。基本的に、全てカルタヘナ議定書の関連規定(36～40条)を踏

襲しており、50か国の批准、受諾、承認または加入により、90日後に発効する。そして他の多数国間環境協定と同様に留保を禁じている。

3 名古屋議定書の法的意義と残された課題

採択された名古屋議定書の法的意義を詳細に検討するには、議定書に対する各国及び利害関係者の評価を待つ必要がある。それでも議定書の交渉プロセスを踏まえて、さしあたり以下のような指摘をおこなうことができよう。

(1) 時間的適用範囲

COP10 採択前に、先進国と途上国が最も対立していた点が、議定書を効力発生前に、遡及適用させるか否かであった。いうまでもなく、国際条約は、特別の定めのない限り、権利義務を条約発効前に遡及適用することはない。しかしながら、多くの遺伝資源保有国、とりわけ植民地支配を経験したアフリカやアジアの諸国は、利益配分義務の適用範囲が議定書の効力発生前に遡及適用されるべきであると主張した⁴⁸⁾。これに対して、利益配分が求められることが多い先進国は、法的義務は批准した国に対して発効後に発生するのが一般原則であるとして、これに強く反対した⁴⁹⁾。議定書交渉では両者の折衷案として、ABS を目的に掲げる生物多様性条約の効力発生以降の効力を認める規定⁵⁰⁾も含めて議論された。しかしながら、採択された議定書3条は、最終的に途上国の主張を排除し、議定書の遡及効を認めなかった。実際に、法的安定性の毀損や経済活動に伴うリスクに鑑みても、遡及効を認める特別の意義は少ないといえる。もちろん植民地時代に遺伝資源を奪われたという途上国による主張は真摯に受け止める必要があるが、遡及効を主張する途上国自身が、議定書発効前にアクセスした遺伝資源に対する利益配分は「道義的義務 (moral obligation)」であると述べている⁵¹⁾ことから、最終的に議定書に反映される可能性はもとよ

り少なかつたと言わざるをえない。

(2) 対象物

条約2条によれば、利益配分の対象となりうる「遺伝資源」とは、「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」であり、その「遺伝素材」とは「遺伝の機能的な単位を有する、植物、動物、微生物その他に由来する素材」とされ、その定義は一般的かつ抽象的である。とりわけ、「その他に由来する素材」の範囲に関連して、派生物(derivative)を含めるかについて、資源保有国と利用国の意見は対立していた。ボン・ガイドラインにおいても、アクセスの申請に際して権限ある当局が要求する可能性のある情報、およびMATの例示として派生物が挙げられているに留まり⁵²⁾、あくまでも資源提供国の国内法および当事者の契約内容に委ねられていた。資源利用国は、同ガイドラインの位置づけを踏襲し、派生物を利益配分の対象として含めるか否かについては、個別の契約によるべきと主張した。これに対して、資源保有国は、議定書の中に「派生物」を規定して、利益配分の対象であることを明らかにすることを要求した⁵³⁾。結局最終草案では、用語を規定する2条を除いて、全ての条文で派生物の文言は削除されている。このことは、一見したところ、先進国が主張していたように議定書の対象から派生物が排除されたようにも見える。しかしながら、2条で用語上の定義として「派生物」を残したことから、結局、派生物を対象とするか否かは、各国の国内法令および個別の契約の中で決定すべきと考え、議定書の中では、対象に含めることを排除しないという規定にしたものといえる。もっとも生物多様性条約自身も、遺伝資源の研究および開発の成果を利益配分の対象に含めており(15条7項)、議定書は条約の適用範囲を拡大したわけではない⁵⁴⁾。

また議定書が適用される対象に関連して、ヒトの遺伝子や病原体といった特定の遺伝資源に対して適用除外を定めるかについても争点となった。ヒトの遺伝子については、すでに議定書の枠組に含まれないことを確認す

る COP2 の決定⁵⁵⁾があったが、締約国会議は、最終的にこれを再確認した⁵⁶⁾。病原体については、これを対象に含めるという主張は排除され、6条の特別の状況の中で、人間、動物または植物の健康に脅威を与え、または損害を与える現在若しくは急迫した緊急事態の場合に妥当な考慮を払うこととされた⁵⁷⁾。

このように議定書は、適用される遺伝資源の範囲を一定程度絞り込むことに成功したが、その一方で、遺伝資源に関連する TK については、資源保有国の主張に配慮し、そのアクセスも含めて議定書の中で横断的に規定されている。とりわけ、前文で「先住人民の権利に関する国連宣言」に留意することを明記し、ILCs が保有する遺伝資源へのアクセスには、ILCs の PIC と MAT が必要であること（7条）、および利益配分においても、ILCs の間で公正かつ衡平な方法により配分されることを確保するための立法上、行政上または政策上の措置をとるよう規定する（5条）。条約は、締約国に天然資源の主権的権利を認めつつ、ILCs に対しては、伝統的な生活様式を有する彼らの知識等を尊重し、利益の衡平な配分を奨励するに留まっていた（8条(j)）。議定書は、遺伝資源および関連する TK に関する権利主体として ILCs を認識したことになるが、今後は各国の ABS 国内法令でそれがどのように担保されるかに注目する必要がある。

(3) 他の国際文書との関係

名古屋議定書は、4条で、議定書と既存の国際協定および国際文書との関係について、両者に優劣をつけることを意図せず、相互に支援的な方法で実施されると規定する。このことは、議定書と同様に遺伝資源を対象とする FAO 食糧農業植物遺伝資源条約を特に念頭に置いた規定であり、同条約もまた、生物多様性条約と調和した食糧農業に関する植物遺伝資源の保全およびその持続可能な利用並びにそれらから生じる利益の公正かつ衡平な利益配分を目的に掲げる（1条）。他方で ABS 制度は、各国の知的財産権に影響を与える可能性があるため、世界知的所有権機構（World

Intellectual Property Organization : 以下, WIPO) や世界貿易機関 (World Trade Organization : 以下, WTO) の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights : 以下, TRIPs 協定) との関係についても配慮を示した規定となっている。この問題については WIPO や WTO の「貿易と環境」委員会での検討状況に留意しつつ, 利益配分における知的財産権の役割に関してその整合性を高めていかなければならない。特に TRIPs 協定27条3項(b) と生物多様性条約との整合性については, 2001年の WTO ドーハ閣僚宣言において, 両者の関係の検討が, TRIPs 理事会に指示されているが, 両者が矛盾するとして協定の改正を要求する途上国と両者は矛盾しないとする先進国との間で対立している⁵⁸⁾。議定書は, ABS に関する限り, 条約と TRIPs 協定の両立性を確認しつつも, 同協定が「条約及びこの議定書の目的を支援し, それに抵触しないことを条件とする」ことで, 途上国の意見にも一定の配慮を見せている⁵⁹⁾。名古屋議定書が採択されたことにより, ABS に関する国際制度と知的財産権に関する国際制度 (WIPO および WTO/TRIPs 協定) の整合性について, その調整の必要性が一層強調されることは間違いない⁶⁰⁾。

また議定書は, 条約15条の範囲内にある遺伝資源を対象とする (3条) ことから, 第一義的には, 締約国の管轄下にある遺伝資源に対する ABS について定めるものである。このことはいずれかの国家の管轄下でない遺伝資源, 例えば公海や南極地域における遺伝資源については対象とされないことを意味する。議定書10条 (採択時7条の2) のグローバル多数国間利益配分メカニズムも「国境を越える状態で存在する, 又は事前の情報に基づく同意を得ることができない場合の遺伝資源及び遺伝資源に関連する TK の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分に対処する」のであって, いわゆる国際公域の遺伝資源の管理を対象とするものではない。もっとも, 国連海洋法条約も南極条約も, 資源管理という観点では, 生物資源および鉱物資源しか対象としていないため, 新たな法的整備が必要である。

両地域に存在する遺伝資源への ABS については、それぞれ該当する国際制度の下で検討が進められているため⁶¹⁾、議定書 4 条はこのことにも一定の配慮を示している。しかしながら、国家領域であるか否かで遺伝資源の管理の枠組を別のレジームに委ねるのは、生物多様性の保全およびその持続可能な利用という生物多様性条約の残る 2 つの目的に鑑みれば、再考の余地がある。

(4) 実施上の制度設計

名古屋議定書は、2011年 2 月 1 日から 1 年間署名開放され（26 条）、締約国が 50 か国集まれば効力が発生する（27 条）。今後は議定書の発効に向けて、各締約国において国内法の整備が進められることになる。ただし、議定書自身もいくつか整備しなければならない部分が残されている。採択された議定書を一瞥しただけでも、議定書の実施のためには、グローバル多数国間利益配分メカニズム（10 条）、ABS 情報交換センター（14 条 4 項）および遵守委員会（30 条）など新たな機関を設置しなければならない。COP10 では、議定書採択と同時に政府間交渉委員会を立ち上げ、今後の検討事項を確認した⁶²⁾。議定書の内容に関しては、上記の諸機関の検討に加えて、発展途上締約国および経済移行締約国における能力の開発等の強化における支援のための措置（22 条）、ならびに遺伝資源および遺伝資源に関連する TK とこれらに関連する ABS 問題の重要性の認識を向上させるための措置（21 条）について第 1 回会合で、資金メカニズムのための助言の検討（25 条）、COP/MOP の手続規則の検討（26 条 5 項）、ならびに COP/MOP1 の議題の検討（26 条 6 項）について第 2 回会合で議論することになっている。1997 年に京都議定書が採択された後、4 年後の COP でマラケシュ合意を採択することにより、京都議定書の実施体制が確立し、各国の批准が進んだ事例からもわかるように、名古屋議定書の採択は、ABS 制度の完成ではなく、むしろ ABS 制度の具体化の始まりに過ぎない。

(5) 国内法整備の必要性

そして、名古屋議定書発効に大きな影響を与えるのが、各国のABSに関する国内法令の整備である。議定書は、主として遺伝資源保有国である途上国の法的拘束力のある形での利益配分制度の要求に応える形で作成されたと位置づけられる。もっとも生物多様性条約は、天然資源に対する国家の主権的権利を認めているため、議定書の存否に関わりなく、資源保有国が、国内法令をはじめとしたABSに関する国内制度を作成し、利用者との間でPICおよびMATに基づいて適正にABSに関する契約を締結し、かつ両者がこれを履行することで、条約目的である「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な利益配分」は達成されるはずである⁶³⁾。ところが、遺伝資源の主たる原産国である途上国(特に遺伝資源がまだそれほど発見されていない途上国)による関連国内法令の整備は、十分進んでいない⁶⁴⁾。また利用者の立場から見ても、途上国の遺伝資源へのアクセスに関する権限ある国内窓口や法的手続が不明確なことが多く、途上国での故意による遺伝資源の不正持ち出しが横行しているわけではないという⁶⁵⁾。議定書の採択によりABSに関する国際基準が明確になり、これが発効すれば、法的拘束力のある形でABS国際制度が成立することになる。議定書は、ABSに関する立法上、行政上または政策上の措置をとることを締約国に求めているため、多くの国が議定書の批准に際して国内法令を整備することになる。ABS情報交換センターを通じて、各締約国のABS関連国内法令の情報が共有化され、それぞれの国の事情を考慮しながらも、一定の標準化を図ることができれば、結果として遺伝資源利用者である先進国企業および研究所にとって、アクセスのための手続上のリスク緩和および法的安定性にとって有益なものとなると考えられる。

お わ り に

名古屋議定書は、生物多様性条約の採択から18年、ボン・ガイドライン

の採択から8年の歳月を経て、ABSに関する法的拘束力のある国際合意としてようやく採択された。特にCOP9からCOP10に至る約2年半の議定書交渉の中で、遺伝資源保有国とその利用国の激しい対立の中、採択が危ぶまれながらも、交渉の最終段階で提示された議長提案が、「譲歩と妥協」を引き出し、コンセンサスを得ることに成功した点は積極的に評価できよう。しかしながら、COP10の本会議では、いくつかの途上国が、議長案に事実上の疑義を提起し、これを議事録に残すように主張したことに留意する必要がある。例えばベネズエラは、バイオパイラシーを防止するための文書を望んでいたにもかかわらず、議長案は、生物多様性の商業化への傾向を顕著に示しているとして議定書案を受け入れることはできないと述べた。またキューバやボリビアも議定書案が多くの国家の意見を反映しておらず、とりわけ途上国の利益を反映していないが故に同意することができないと発言した⁶⁶⁾。それにもかかわらず、これらの国が「その採択に際してコンセンサスに反対しない」と判断したのは、ABSに関する法的拘束力のある国際制度が不可欠であるという共通認識と、議定書をまさに「実行可能な出発点」としたいという強い期待の表れであると思われる。その意味で、ナミビア代表が語ったように、議定書は早くも25条に規定されている「評価と再検討」が期待されているのである⁶⁷⁾。

確かに、一連の交渉プロセスを検討して、ABSに関する国際制度の交渉の特徴として、資源保有国である途上国と資源利用国である先進国の利害対立が焦点となり、議定書採択の鍵は、これをどのように調整するかという点にあったことは間違いない。しかしながら遺伝資源は必ずしも途上国にのみ存在するわけではない。例えばスイスやノルウェーは、EU未加盟国ということもあるが、独自の立場をとり、しばしば途上国の主張を支持した⁶⁸⁾。またオーストラリアやカナダなど豊かな自然を有している先進国は、すでにABS関連法令を制定し、自国の遺伝資源の保護と管理に着手している。逆にLMMCやアフリカグループが、自国の遺伝資源の利用に伴う利益配分の規定を強硬に主張することはあっても、他の環境条約に

見られるようにG77+中国といった大規模な途上国グループとして意見をまとめることはほとんどなかった。このことは、生物多様性問題、特にABS問題が単純な先進国と途上国の対立で説明できる問題ではないことを示唆している。日本は、まだABS関連国内法を制定していないが、国土に多くの森林を残し、排他的経済水域を含めて、海洋に広大な主権または主権的権利を行使できることから、潜在的な資源保有国であることは間違いない⁶⁹⁾。従って、今後は、国内に存在する遺伝資源をどのように管理し、保護していくかについての法政策と国内立法が急務である。併せて、地理的条件の類似性という観点からアジア地域におけるABS協定や各国国内法の法整備支援などにも期待が集まるものと思われる⁷⁰⁾。

最後にABSに関する国際制度を検討するにあたり、生物多様性条約の存在意義を再評価する必要性について言及するべきであろう。確かに生物多様性条約は、当初の理想主義的な「生物の多様性の保全」(および「生物の多様性の持続可能な利用」)という目的に、現実的な「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を加えて採択された。しかしながら、これらの目的は、今日相互に補完的なものと解釈されなければならない⁷¹⁾、名古屋議定書においても1条の目的の中でそのことが示されたことは重要である。すなわち、遺伝資源の利益配分を目的とする名古屋議定書も、国際社会の一般利益を確保するために作成された多数国間環境協定の一つであり、生物多様性条約の下に採択された以上、ABSに関して、生物多様性の保全とその持続可能な利用について最大限の配慮をおこなわなければならない⁷²⁾。そこには持続可能な発展の実現に焦点を合わせた国際法の認識が不可欠である。そして、そのことを踏まえれば、今後組み立てられる議定書の枠組も、将来世代のニーズを念頭に入れて生物多様性の持続可能な利用を可能とするような遺伝資源の管理が各締約国に義務づけられなければならない。より具体的には、「生物の多様性の保全およびその構成要素の持続可能な利用を地球規模で支援する(議定書10条)」枠組をグローバル多数国間利益配分メカニズムやABS情報交換センターを通

じて構築する必要がある。

- 1) 生物多様性条約全体の概要については、高村ゆかり「生物多様性条約」水上干之他編『国際環境法』(有信堂・2001年)130-145頁、及び藤原良「生物多様性条約及びバイオセーフティ条約」西井正弘編『地球環境条約』(有斐閣・2005年)114-140頁。See also M. Bowman & C. Redgwell ed., *International Law and the Conservation of Biological Diversity*, Kluwer Law International, 1995.
- 2) 生物多様性条約の公定訳は、「遺伝資源の取得 (access to genetic resources)」であり、議定書の公定訳もこれに習う可能性が高いが、その対象が必ずしも「取得」に限定されないと考えるため、本稿では「遺伝資源へのアクセス」と呼ぶ。
- 3) 足立句子「COP10 生物多様性保全へ向け名古屋議定書を採択」『世界』812号(2010年)20-24頁。
- 4) 名古屋議定書採択前の ABS に関する交渉経緯については、拙稿「生物多様性条約における遺伝資源へのアクセス及び利益配分：現状と課題」『立命館国際研究』22巻3号(2010年), 623-642頁参照。
- 5) 予防的アプローチ (precautionary approach) という言葉そのものではないが、「生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分にないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではない」と規定する。
- 6) F. McConnell, *The Biodiversity Convention: A Negotiating History: A Personal Account of Negotiating the United Nations Convention on Biological Diversity-And After*, Kluwer Law International, 1996.
- 7) V. Koester, "The Biodiversity Convention Negotiation Process And Some Comments on the Outcome," in *Environmental Policy and Law*, vol. 27, 1997, p. 181.
- 8) 政府間交渉委員会第5回会合開始直前の草案では、第二の目的としての「生物多様性の保全から生じるバイオテクノロジーに関する研究の利益の公正かつ衡平な配分」が選択肢の一つとして挙げられていた。Fifth Revised Draft Convention on Biological Diversity, UNEP/Bio. Div./N7-INC. 5/2, 20 Feb. 1992, p. 4.
- 9) 森岡一『生物遺伝資源のゆくえ 知的財産制度からみた生物多様性条約』(三和書籍・2009年)7頁。
- 10) 前文の中では、わずかに2か所(「生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましいこと」を認識する12項、及び生物の多様性の保全及び持続可能な利用が食糧、保健その他増加する世界の人口の必要を満たすためという目的のために「遺伝資源及び技術の取得の機会の提供及びそれらの配分が不可欠である」ことを認識する20項)で利益配分について言及されている。
- 11) 条約の公定訳では「原住民の社会及び地域社会」。
- 12) Secretariat of the Convention on Biological Diversity, *Handbook of the Convention on Biological Diversity: Secretariat of the Convention on Biological Diversity*, Earthscan

Pubns Ltd, 2001.

- 13) T. Young, "Legal Issues Regarding the International Regime: Objectives, Options, and Outlook" in S. Carrizosa, S. Brush, B. Wright, and P. McGuire eds., *Assessing Biodiversity and Sharing the Benefits: Lessons from Implementing the Convention on Biological Diversity*, IUCN Environmental Policy and Law Paper No. 54, 2004, p. 274.
- 14) Report of the Fourth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/4/27, 15 June 1998, pp. 47-49.
- 15) Decision VI/24, Access and benefit-sharing as related to genetic resources, Report of the sixth meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/6/20, 27 May 2002, pp. 254-270. なお, COP6でも発展途上国の一部(エチオピア及びフィリピン)がABSに関する国際的に法的拘束力のある文書の採択を主張したが, その他の国は文書の任意性及び国内法令への非代替性を強調したため, 支持を集めることはできなかった。See, *Earth Negotiations Bulletin* (hereafter cited as *ENB*), vol. 9 no. 239, p. 9.
- 16) S. Tully, *The Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Benefit Sharing, in Review of European Community & International Environmental Law* vol. 12-1, 2003, pp. 84-86.
- 17) Bruhenne-Guilmin & Casy-Lefkowitz, "The Convention on Biological Diversity: A Hard Won Global Achievement" in *Yearbook of International Environmental Law*, vol. 3, 1992, pp. 43-59.
- 18) Resolution 8/83 of the Twenty-second Session of the FAO Conference. Rome, 5-23 Nov. 1983.
- 19) Agreed Interpretation of the International Undertaking, Resolution 4/89 of the Twenty-fifth Session of the FAO Conference. Rome, 11-29 November 1989.
- 20) 人類の共同遺産概念について, 田中則夫「深海底の法的地位をめぐる国際法理論の検討(1)(2・完)」『国際法外交雑誌』第85巻5号(1986年)447-472頁及び第86巻3号(1987年)243-280頁, 及び古賀衛「『人類の共同遺産』概念再考」『西南学院大学法学論集』第35巻3/4号(2003年)39-69頁。And see, Kemal Baslar, *The Concept of the Common Heritage of Mankind in International Law*, Nijhoff, 1998.
- 21) 河野和男『自殺する種子 遺伝資源は誰のもの?』(新思案社・2001年)283頁
- 22) これを受けて, FAOも食糧農業植物遺伝資源条約で, 遺伝資源に対する主権的権利を認めた。
- 23) 各国のABSに対する対応については林希一郎『生物遺伝資源アクセスと利益配分に関する理論と実際 新医薬品開発を例に』(大学教育出版(2007年))
- 24) 名古屋議定書直前のWGABS9-2までの議定書案の検討について, 磯崎博司「名古屋議定書案の特異な構造とその概略」『NBL』936号(2010年), 85-93頁。
- 25) 結成時のメンバーは, ブラジル, 中国, コロンビア, コスタリカ, エクアドル, インド, インドネシア, ケニア, メキシコ, ペルー, 南アフリカ及びベネズエラである。その後マレーシア, フィリピン, マダガスカル, ボリビア, 及びコンゴ共和国が加わり, 17か国

遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書（西村）

（2009年12月現在）となっている。

- 26) B. Chambers, "WSSD and an International Regime on Access and Benefit Sharing: Is a Protocol the Appropriate Legal Instrument?", in *Review of European Community and International Environmental Law* vol. 12-3, 2003.
- 27) Plan of Implementation of the World Summit on Sustainable Development, para. 44 (o), Report of the World Summit on Sustainable Development, A/CONF. 199/20, pp. 33-35.
- 28) なお、地域間グループの会合には、国連の5地域以外の代表と先住民の社会及び地域社会、市民社会、産業界並びに公的調査グループからそれぞれ2つの代表によって構成される。Report of the First Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, UNEP/CBD/COP/10/5./Add. 3, 16 Aug. 2010, paras. 87-89.
- 29) 日本、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの環太平洋に位置する先進国を指す。ただし米国が生物多様性条約非締約国であることもあり、常にグループとして統一行動をとるわけではない。
- 30) Scenario Note from the Co-Chairs for the Eighth Meeting of the Ad Hoc Open-Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing (wgabs-8), paras. 7-11 and 19, at <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-08/official/abswg-08-chair-note-en.pdf>.
- 31) Revised Co-Chairs' Guidance Note, para. 38, at <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-09/official/abswg-09-cochair-note-en.pdf>
- 32) Revised Draft Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/WG-ABS/9/CRP. 1, 25 Mar. 2010.
- 33) Report of the Third Part of the Ninth Meeting of the Ad Hoc Open Ended Working Group on Access and Benefit-Sharing, UNEP/CBD/COP/10/5/Add. 5, 17 Oct. 2010, para. 1.
- 34) Ibid., pp. 6-30.
- 35) Report of the Tenth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/10/27, 19 Dec. 2010 para. 92.
- 36) Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization: Draft decision submitted by the President of the Conference of the Parties, UNEP/CBD/COP/10/L. 43, 29 Oct. 2010.
- 37) Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization, Draft decision submitted by the President of the Conference of the Parties, UNEP/CBD/COP/10/L. 43/Rev. 1, 29 Oct. 2010. 用語 (terms) に関する2条(c)の「遺伝資源の利用」について、「遺伝的及び生化学的組成に関する調査及び開発を行う」対象が「遺伝物質 (genetic material)」から「遺伝資源 (genetic resources)」に修正された。
- 38) 本会議では、採択手続をめぐって、その他の案件（2020年までの10年計画及び財政）とセットで採択することを求める EU と個別に採択することを要求する途上国の間で極め

- て激しい対立があった。See, *supra* note 35 (UNEP/CBD/COP/10/27), para. 96.
- 39) *Supra* note 35 (UNEP/CBD/COP/10/27), pp. 87-107.
 - 40) *Supra* note 28 (UNEP/CBD/COP/10/5/Add. 3), p. 45.
 - 41) See, *ENB* vol. 9 no. 527, p. 4.
 - 42) *Supra* note 33 (UNEP/CBD/COP/10/5/Add. 5), pp. 9-11.
 - 43) *Ibid.*, p. 11.
 - 44) *Supra* note 28 (UNEP/CBD/COP/10/5/Add. 3), p. 47.
 - 45) Draft Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Saring of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity, Status as of 12 noon, 27 October 2010 at <http://www.cbd.int/cop10/insession/?tab=3>.
 - 46) *Ibid.*
 - 47) *Supra* note 28 (UNEP/CBD/COP/10/5/Add. 3), p. 54.
 - 48) See, *ENB* vol. 9 no. 503, p. 9.
 - 49) *Ibid.*
 - 50) COP 9 Decision IX/12, Access and Benefit Sharing, Annex I International Regime, UNEP/CBD/COP/9/29, 9 Oct. 2008, pp. 54-55.
 - 51) See, *ENB*, vol. 9 no. 540 p. 3.
 - 52) COP 6 Decision VI/24, Bonn Guidelines, paras. 36 (l) and 44 (i).
 - 53) See, *ENB* vol. 9 no. 503, pp. 5-6.
 - 54) ただし、利益配分の対象である「(遺伝資源の利用) の後の適用及び商業化 (議定書 5 条 1 項)」の解釈次第で利益配分の対象が拡大する可能性は存在する。この場合、「派生物」の「自然発生的な生化学的化合物 (議定書 2 条(c))」という条件が一定の条件となると考えられる。
 - 55) Decision II/11: Access to Genetic Resources, Report of the Second Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP/CBD/COP/2/19, 30 Nov. 1995, p. 64.
 - 56) *Supra* note 34 (UNEP/CBD/COP/10/27), p. 84.
 - 57) なお、カルタヘナ議定書は、明確に人のための医薬品である改変された生物をその適用から除外している (5 条)。
 - 58) Doha WTO Ministerial Declaration, WT/MIN(01)/DEC/1, 20 Nov. 2001, para. 19. 田上麻衣子「生物多様性条約 (CBD) と TRIPS 協定の整合性をめぐって」『知的財産法政策学研究』12号 (2006年) , 163-183頁。
 - 59) 少なくとも「生物多様性条約制度の目的を支援し、それに抵触していない」という条件を満たしているかどうかの検証は、名古屋議定書の COP/MOP でおこなわれなければならない。
 - 60) 知的財産法との関係で出所開示と ABS 法制の遵守に関して、井原宏「遺伝資源の取得・利益配分のための国際レジームにおける基本的課題」『NBL』933号 (2010年) 37-38頁。
 - 61) 海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、作業部会が設置されている。

遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書（西村）

- A/RES/59/25, 4 Feb. 2005, para. 73. 田中則夫「海洋の生物多様性と海洋保護区」『ジュリスト』1365号（2008年）26頁参照。南極地域においても協議国会議が、「南極における生物学的保護（biological prospecting）」の議題の中で議論を開始している。See, Antarctic Treaty Consultative Meeting, in *Final Report of the Thirty-second Antarctic Treaty Consultative Meeting*, Secretariat of the Antarctic Treaty, 2009, pp. 73-79.
- 62) *Supra* note 34 (UNEP/CBD/COP/10/27), p. 107.
- 63) 磯崎博司「ABS 国際レジームの法的論点と課題」『季刊環境研究』157号（2010年）116-117頁。
- 64) 生物多様性条約事務局によれば、ABS に関する国内措置を実施しているのは、2010年12月末日現在で54か国である。See, List of Countries and Regions with Measures at <http://www.cbd.int/abs/measures/groups.shtml>.
- 65) 隅蔵康一「遺伝資源へのアクセスと利益配分の概要」『日本の科学者』45巻10号（2010年）23頁。
- 66) *Supra* note 35 (UNEP/CBD/COP/10/27), paras. 98-101.
- 67) *Ibid.*, para. 100.
- 68) 例えば、ノルウェーは LMMC と共に、遺伝資源の典型的な利用のリスト化に反対した。See, *ENB*, vol. 9 no. 527 p. 6.
- 69) 例えば領海と排他的経済水域の面積は447万 km² であり、世界第6位である。海洋政策研究財団『海洋白書 2009』成山堂書店（2009年）23頁。
- 70) 例えば南アジア地域における ABS の地域メカニズムについて、K Kariyawasam, Access to Biological Resources and Benefit sharing: Exploring a Regional Mechanism to Implement the Convention on Biological Diversity (CBD) in SAARC Countries, in *European Intellectual Property Review* vol. 29, no. 8, 2007, pp. 325-335.
- 71) A. Smagadi, "Analysis of the Objectives of the Convention on Biological Diversity: Their Interrelation and Implementation Guidance for Access and Benefit Sharing" in *Columbia Journal of Environmental Law*, vol. 31 2006, pp. 282-283.
- 72) 本稿脱稿直前に、松井芳郎教授退職記念講義「地球環境を守るために 国際法の観点から」を聴講する貴重な機会を得た。松井教授は、国際環境法の基本原則や国際機構、NGO といった国家以外の法主体の出現が、国際法の一分野である国際環境法（International Law of Environment）においても重要な意味を持つ国際社会の一般利益の確保に極めて大きな役割を果たしうることを指摘された。本稿では、「国際社会の一般利益の確保」という論点に直接関与するものではないが、生物多様性条約と「人類の共通関心事」及び「人類の共同の財産」概念との関係を考える上で大変示唆に富む講義であった。この問題と生物多様性条約に関しては、松井芳郎『国際環境法の基本原則』（東信堂・2010年）70-75頁参照。

本論文は平成22年度科学研究費補助金による研究課題「『持続可能な発展』法の形成と展開 環境レジームと市場メカニズムの相克と調整」の成果の一部である。